

第二次大田区再犯防止推進計画

令和 8 年度(2026 年度) ~ 令和 12 年度(2030 年度)



はじめに

近年、全国の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にあります。その検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移しており、大田区においてもほぼ同じ状況となっています。再犯防止に向けたさらなる取組が求められています。

犯罪や非行を未然に防ぐことは大切であり、犯罪や非行をした人の中には、家族や友人、教育、住居、就労など、人や社会とのつながりが希薄で、孤独や孤立の状態にある、様々な「生きづらさ」を抱える人が少なくありません。犯罪のない、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりにおいて、生きづらさを抱えている犯罪や非行をした人の立ち直りを、地域社会全体で支え、個々の特性に応じた支援を切れ目なく実施していくことが重要です。

大田区では、令和3年3月に「大田区再犯防止推進計画」を策定し、大田区再犯防止推進会議を設置し、大田区保護司会をはじめとする関係機関・団体と連携・協力しながら、“社会を明るくする運動”をはじめとする、地域のネットワークを活かした取組を進めてまいりました。

今回策定しました「第二次大田区再犯防止推進計画」をもとに、これまで培ってきた関係機関・団体とのネットワークを一層強化するとともに、一人でも多くの区民の皆様へ、再犯防止の取組への理解・関心を深めていただけますよう、安全・安心で笑顔あふれる地域づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただいた大田区保護司会をはじめ関係機関・団体の皆様と、貴重なご意見をお寄せくださった区民の皆様へ、心より感謝申し上げます。

令和8年3月 大田区長 **鈴木晶雅**



このたび、第二次大田区再犯防止推進計画が策定されましたことを、心より歓迎申し上げます。再犯防止は、犯罪や非行をした人個人の問題にとどまらず、地域社会全体の包摂力と責任が問われる重要な課題です。本計画は、国の政策動向と大田区の実情を踏まえ、地域が果たすべき役割と具体的な方向性を明確に示した指針であり、その意義は極めて大きいものと受け止めております。

再犯防止推進法のもと、自治体を中心とした包括的支援の枠組みが整備され、令和7年には国連総会において再犯防止に関する国際的指針が採択されました。日本の地域ボランティアを生かした実践は国際的にも高く評価され、立ち直りを地域で支える理念が世界的に共有されつつあります。

大田区においても、関係機関が専門性を尊重しながら連携を深め、切れ目のない支援体制を築いてまいりました。第一次計画で培われた信頼と協働の基盤をさらに深化させ、「誰ひとり取り残さない共生社会」の実現に向け、保護司会として地域に根ざした実践を重ね、本計画の着実な推進に力を尽くしてまいります。

令和8年3月 大田区保護司会会長 **佐川 健**



目次

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について	1
第2章 大田区を取り巻く状況	4
1 再犯者に関わる状況	4
2 就労に関わる状況	7
3 更生保護活動に関わる状況	8
第3章 重点課題とその取組	11
1 就労・住居の確保等	14
(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります	14
(2) “犯罪をした者等” を雇用する企業を開拓・確保します	15
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	16
(1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します	16
(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します	17
3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	18
(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)	
(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組めます	18
(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます	19
(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します	19
4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	21
(1) 区内更生保護団体の活動を支援します	21
(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します	22
5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	24
(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組めます	24
(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます	25
第4章 計画の推進体制	27



第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国における刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録しましたが、17年から減少に転じ、25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したものの、令和5年以降は増加に転じています。令和6年の検挙人員は19万1,826人でした。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに漸減していましたが、令和6年は前年より増加し、8万8,697人でした。他方、初犯者の人員は平成16年をピークに減少し続けていましたが、令和6年は増加しました。再犯者率は再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたこともあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは4年連続で低下し、令和6年には46.2%となっています。いずれにしても、検挙された者の半数近くが再犯者という状況です。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現する観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が広く認識されるようになり、国は平成29年に第一次再犯防止推進計画を策定しました。しかし、再犯者率が高止まりしていることを受け、第一次計画による取組を検証し、今後の課題を整理。その課題解決に向け、国・地方公共団体・民間協力者等が連携を深め、再犯防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、新たな第二次再犯防止推進計画が令和5年に策定されました。

大田区においては、検挙人員や再犯者数、再犯者率について、全国の傾向と同じ推移を辿っており、令和6年の再犯者率は48.6%と依然として高止まりしている状況です。大田区ではこれらの状況を踏まえ、計画期間満了に伴い、引き続き再犯防止の推進を図るため、区の現状と課題を踏まえ、大田区第二次再犯防止推進計画を策定します。

[国及び東京都の動き]

平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律 (平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。) 成立、施行
平成29年12月	再犯防止推進計画 閣議決定
令和元年7月	東京都再犯防止推進計画 策定
令和5年3月	第二次再犯防止推進計画 閣議決定
令和6年3月	第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国の第二次再犯防止推進計画や東京都の第二次再犯防止推進計画を勘案して策定します。

再犯防止推進法第8条第1項

『都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。』





3 計画策定の意義

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年（非行少年であった者を含む）のことを言います。

“犯罪をした者等”の中には、生活困窮や嗜癖（しへき）・疾病、厳しい生育環境等の背景から、様々な生きづらさを抱えた方が少なくありません。一人ひとりの課題に対応し、その立ち直りを支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは限界があります。社会復帰後、地域社会で孤立することなく安定した生活を送るには、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止等に関する息の長い支援策を提供する基礎自治体が重要な役割を担っています。

この計画は、地域の中で“犯罪をした者等”の立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進していく必要があります。

4 計画期間

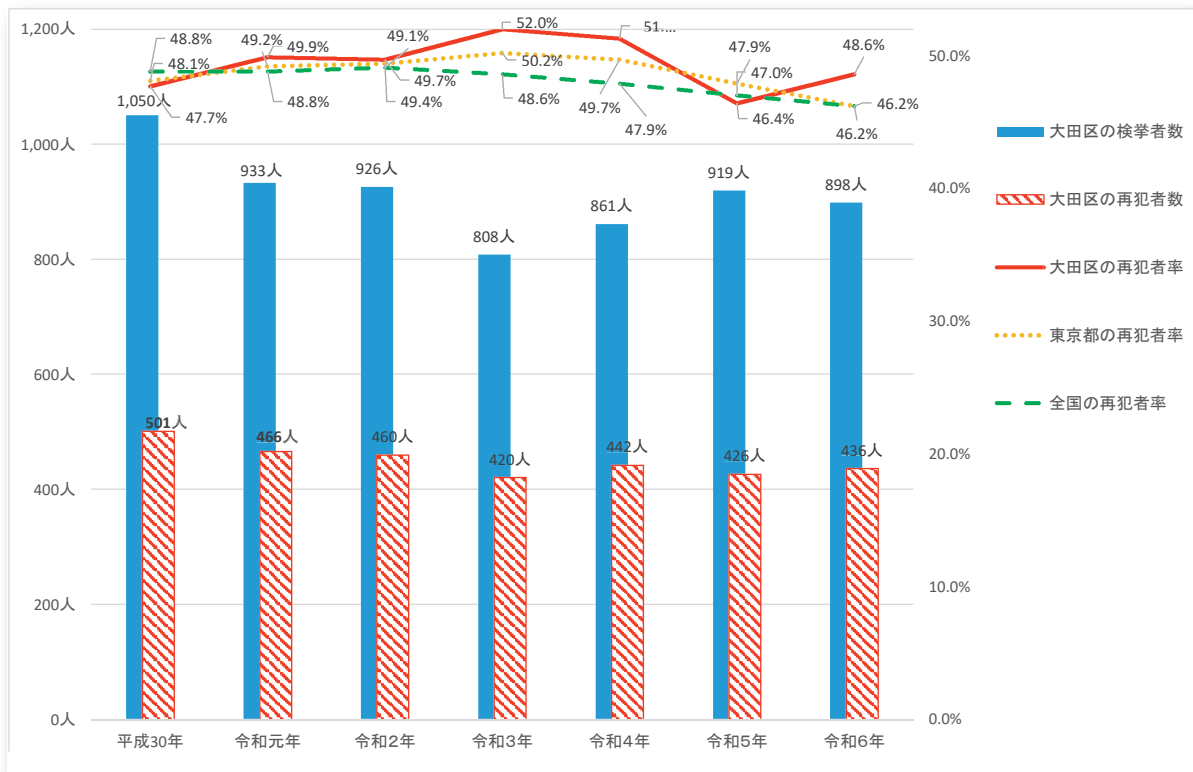
計画期間は、令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までの5年間とします。



第2章 大田区を取り巻く状況

1 再犯者に関わる状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数（大田区）及び再犯者率（大田区・東京都・全国）の推移



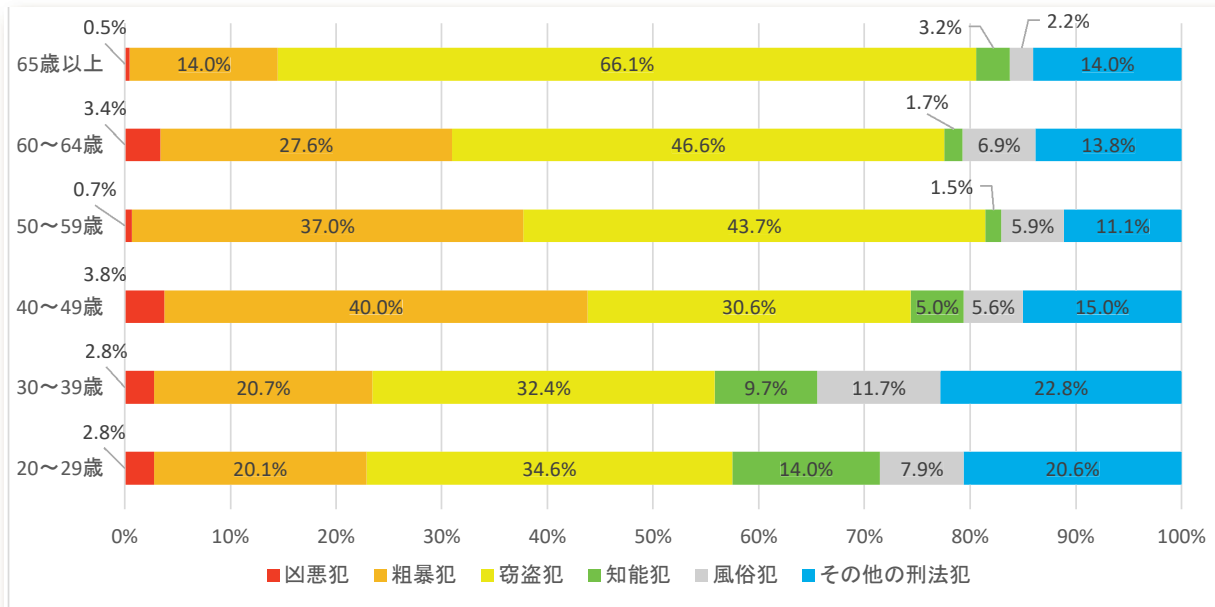
大田区の刑法犯検挙人員及びその中の再犯者数は、令和3年に減少したものの再び増加傾向にあります。再犯者率については50%近くを推移しており、検挙された者の半数近くが再犯者であるという状況は、全国や東京都の傾向と同様です。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大田区の検挙人員 *1	1,050人	933人	926人	808人	861人	919人	898人
大田区の再犯者数 *1	501人	466人	460人	420人	442人	426人	436人
大田区の再犯者率 *1	47.7%	49.9%	49.7%	52.0%	51.3%	46.4%	48.6%
東京都の再犯者率 *2	48.1%	49.2%	49.4%	50.2%	49.7%	47.9%	46.2%
全国の再犯者率 *2	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%	46.2%

*1：大田区の統計データは、法務省提供の統計資料を基に、大森警察署、田園調布警署、蒲田警察署、池上警察署の4署を合計したものです。（20歳未満のデータは含まれていません）

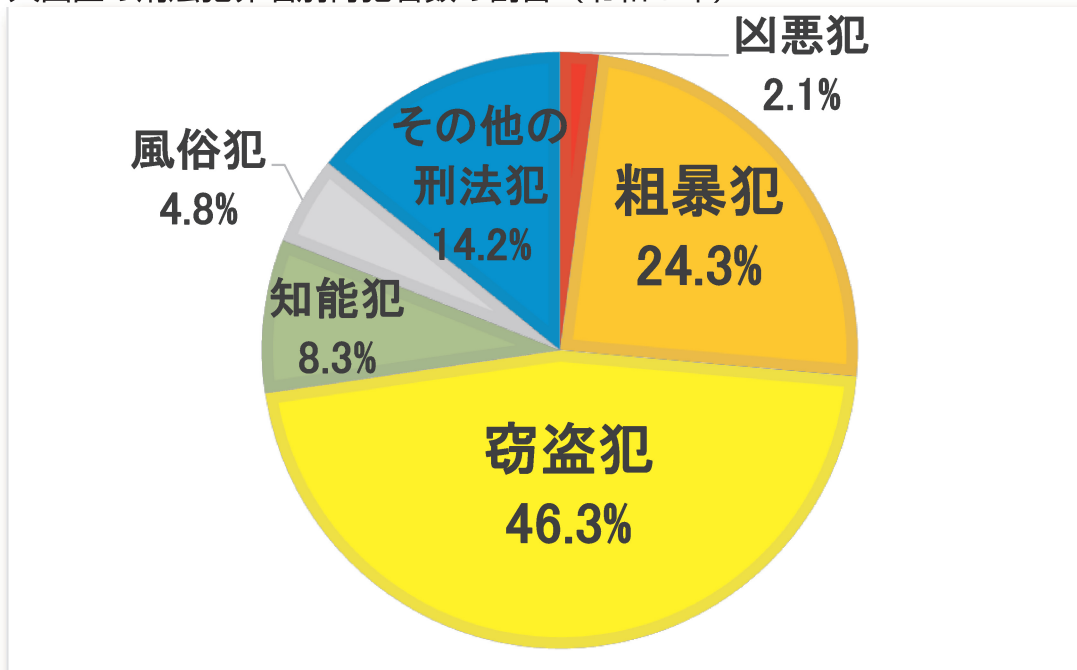
*2：全国の再犯者率は「犯罪白書」、東京都の再犯者率は「東京都総合ホームページ」を参照。

(2) 大田区の年代別・罪名別 刑法犯検挙人員の割合（令和6年）



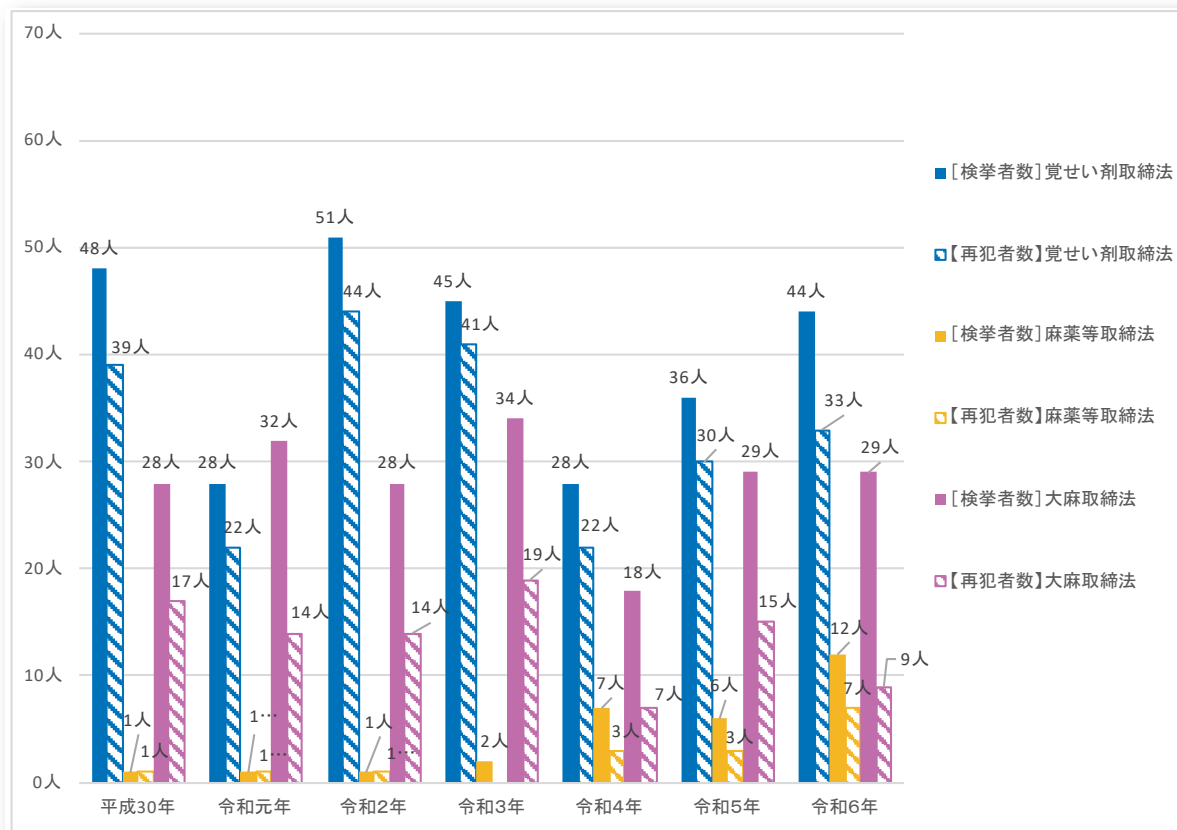
刑法犯の検挙人員を年代別に罪名を見ると、65歳以上で窃盗犯の割合が大きくなっており、割合は6割を超える状況となっています。窃盗犯の割合はどの世代にも共通して割合が大きいです。また、若い世代では「知能犯」が、中年層では「粗暴犯」の割合が他の世代に比べ大きい特徴があります。

(3) 大田区の刑法犯罪名別再犯者数の割合（令和6年）



大田区の刑法犯罪名別の再犯者の割合は、刑法犯検挙人員と同様に、「窃盗犯」が46.3%と半数に迫っております。次に粗暴犯、知能犯と続く形となっております。

(4) 大田区の薬物事犯 罪名別 検挙人員及び再犯者数の推移



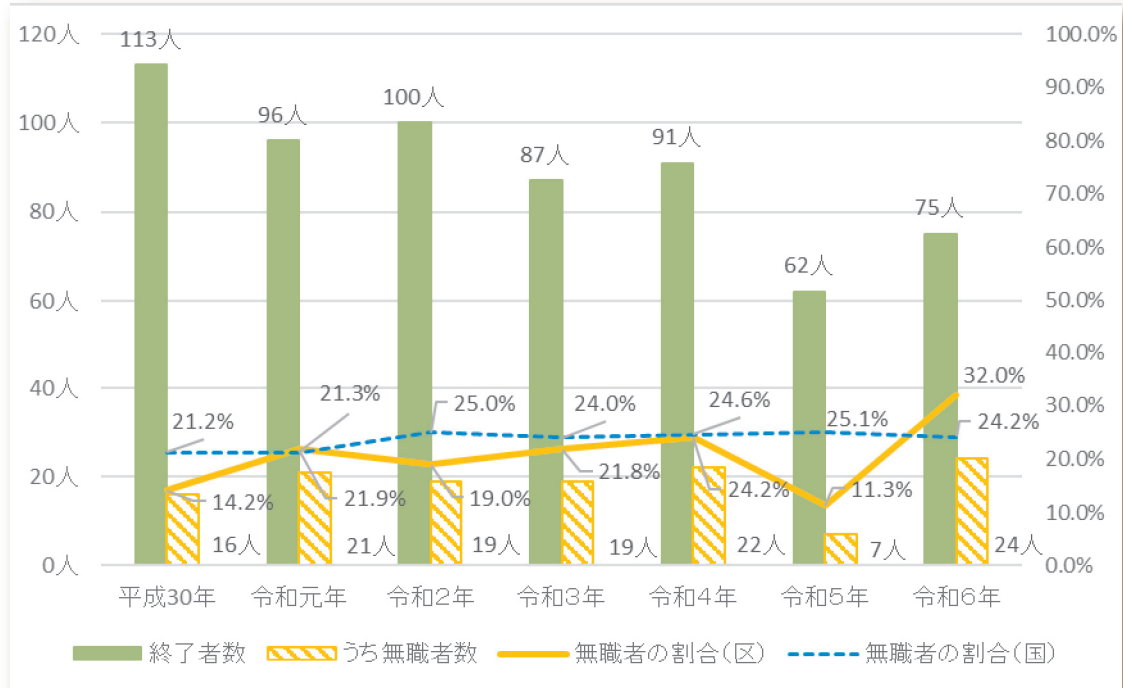
大田区の薬物事犯の検挙人員は令和元年まで漸減していましたが、令和2年以降は令和4年を除き、前年と比較し増加しています。再犯者数も同様の傾向となっております。また、薬物事犯の再犯者率は刑法犯と比較すると高く、おおむね50%後半から70%前半台で推移しており、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は80%前後となっております。

また全国的には、近年覚せい剤取締法の検挙者数が減少する一方、若年者を中心に大麻取締法の検挙者数が急増しており、大田区においても、特に20歳から29歳未満の世代を中心に大麻取締法の検挙者数が増加傾向にあります。



2 就労に関わる状況

(1) 大田区の保護観察終了人員及びそのうち無職である者の数・割合の推移



* 法務省・保護統計年報及び東京保護観察所提供の統計資料より

保護観察終了時に無職である者の数は、全国的に近年減少傾向にあり、令和6年は4,896人でした。その割合は、保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移し、令和6年は24.2%でした。大田区においても、保護観察終了者は減少傾向にありましたが、令和6年は増加し、保護観察終了時に無職である者の割合は32.0%となっています。

(2) 大田区内の協力雇用主の登録数、協力雇用主の下への新規就職者数の推移

各年10月1日現在

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
協力雇用主の登録数	60社	59社	56社	49社	51社	54社
協力雇用主の下への新規就職者数	9人	7人	13人	9人	12人	8人

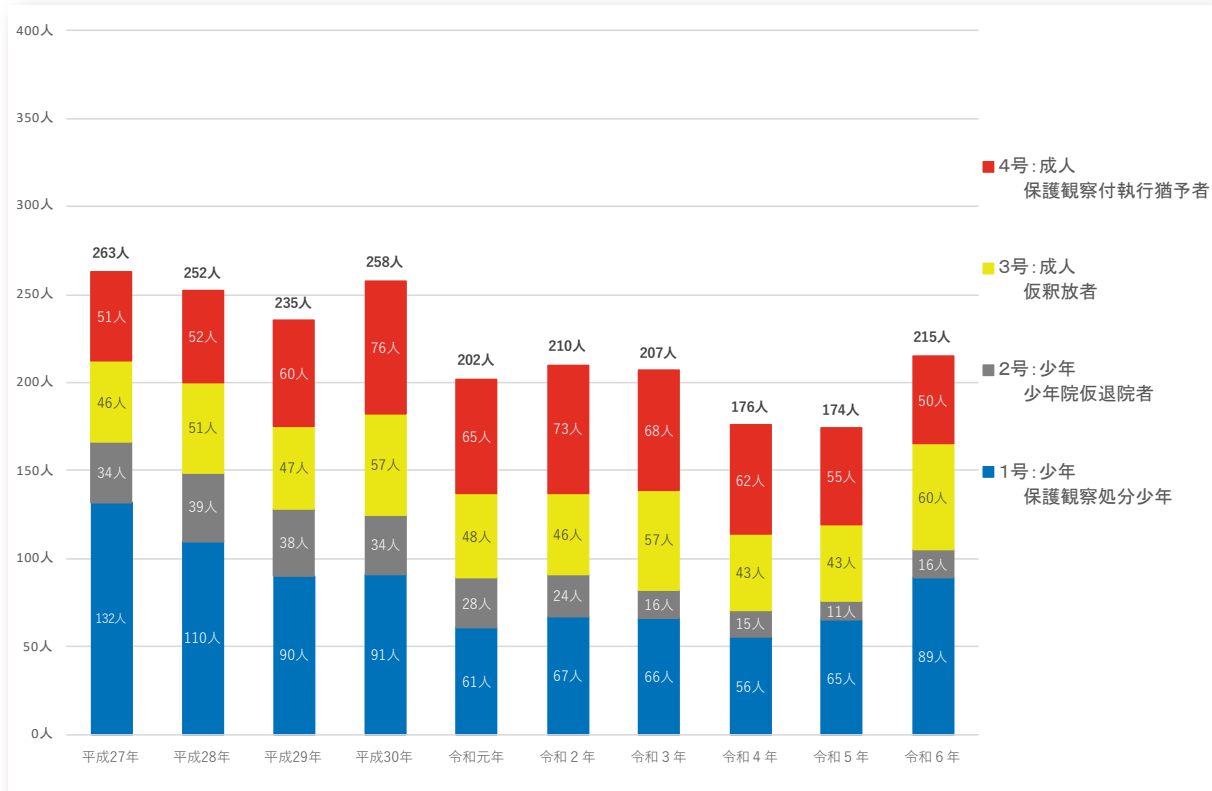
* 東京保護観察所提供の統計資料より

協力雇用主数は、近年全国において増加傾向にあり、令和6年10月1日現在では2万5,164社となった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、令和元年に1,556社と増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は801社と前年よりも減少しました。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、令和元年をピークとして令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,183人と前年より減少しました。

大田区においても、協力雇用主数は令和2年以降、減少傾向にありましたが、令和5年からは増加しています。しかし実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。

3 更生保護活動に関わる状況

(1) 大田区の保護観察の推移（年間係属）



* 東京保護観察所・統計年報より

4号：保護観察付執行猶予者	裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され、保護観察に付された人 (保護観察期間は、執行猶予の期間)
3号：仮釈放者	刑事施設からの仮釈放を許された人 (保護観察期間は、残刑期間)
2号：少年院仮退院者	少年院からの仮退院を許された少年 (保護観察期間は、原則として20歳に達するまで)
1号：保護観察処分少年	家庭裁判所で保護観察に付された少年 (保護観察期間は20歳まで、または2年間)

大田区の保護観察の件数は、平成13年の539件をピークに半減しています。主な要因は、かつて半数以上を占めていた1号事案が著しく減少してきたためです。平成13年には1号事案が300件ありましたが、10年前にはグラフのとおり132人と半減、令和6年は89人となっております。



(2) 保護司数及び保護司充足率

大田区保護司定数 267人

各年1月1日現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護司数	222人	208人	207人	213人	215人
充足率	83.1%	77.9%	77.5%	79.8%	80.5%

* 東京保護観察所提供の統計資料より

全国的に保護司数及び保護司充足率は、減少・低下傾向にあり、令和6年1月1日現在で、それぞれ4万6,584人、88.7%でした。大田区においては、年によって変化はありますが、5年間の充足率を平均すると79.8%となっています。

(3) “社会を明るくする運動” 行事参加人数

令和元年(第69回)	令和2年(第70回)	令和3年(第71回)	令和4年(第72回)	令和5年(第73回)	令和6年(第74回)
34,754人	0人	5,389人	9,089人	6,432人	17,619人

* 東京保護観察所提供の統計資料より

全国の“社会を明るくする運動”行事参加人数は令和元年頃までは、300万人前後で推移していましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス等の感染症拡大により、行事が大幅に制限されたこともあり、減少傾向にありました。令和4年以降は、感染状況を踏まえ、徐々に参加人数は回復傾向にあります。令和6年は大田区で、1万7,619人の参加人数となりました。

用語解説 ▶▶▶

再犯者率

犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標です。

(参考) 再犯率

犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標です。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で立ち直る(更生する)ために、保護観察官及び保護司が行う指導・支援のことです。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のため定職に就くことが容易でない刑務所出所者や保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りや自立及び社会復帰に協力する民間の事業主の方々です。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことです。

保護司



犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助ける民間のボランティアです。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

主な活動内容としては、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をしたり、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整します。また、犯罪をした人や非行のある少年の更生に対する社会の理解を広め、犯罪を予防するための広報・啓発活動を行っています。

BBS

Big Brothers and Sisters Movement の略です。

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

昭和26年7月、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識の下、当時の法務府（現在の法務省）は、この啓発活動を“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げることになりました。以来全国的な運動として取組が続けられ、令和7年には75回目を迎え、第61回からは「黄色い羽根」をシンボルマークとしています。





第3章 重点課題とその取組

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定しました。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進めていきます。

1 就労・住居の確保等

個別目標

- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - ≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ）
 - ≫ おおた就労支援コーナー
 - ≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用
 - ≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進
 - ≫ 協力不動産店リストの提供
- (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - ≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度
 - ≫ 協力雇用主制度のPR促進

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

個別目標

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - ≫ 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援
 - ≫ 障がいのある方の相談支援
 - ≫ 精神保健福祉相談
 - ≫ 自立支援医療（精神通院医療）
 - ≫ 生活保護
 - ≫ 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）
- (2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - ≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援
 - ≫ 防犯啓発活動事業（薬物乱用防止啓発）
 - ≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援
 - ≫ 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

- 個別目標**
- (1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ▶ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実
 - ▶ 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員
 - ▶ 防犯教育
 - (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ▶ 情報モラル教育
 - (3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ▶ スクールカウンセラーによる支援
 - ▶ スクールソーシャルワーカーによる支援
 - ▶ 学びの多様化学校
 - ▶ つばさ教室での支援
 - ▶ 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)
 - ▶ 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)
 - ▶ 夜間学級

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

- 個別目標**
- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ▶ 保護司の活動拠点等の提供
 - ▶ 区内更生保護団体への活動経費支援
 - ▶ 保護司の人材確保
 - (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ▶ 社会を明るくする運動
 - ▶ 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)
 - ▶ 更生保護活動に関する広報の強化
 - ▶ 刑務所作業製品の普及促進
 - ▶ 警察と連携した広報・啓発
 - ▶ ハローワークと連携した広報・啓発



5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

個別目標

- (1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - 民生委員児童委員
 - 青少年対策地区委員会
 - 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」
 - こども食堂
 - 放課後こども教室
- (2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます
[活用する関連事業（具体的な取組）]
 - 防犯カメラの設置及び維持管理費助成
 - 自動通話録音機無料貸与
 - 地域安全安心パトロール活動助成
 - 区民安全・安心メール配信サービス
 - 青色回転灯パトロールカーによるパトロール
 - 登下校の見守り活動



1 就労・住居の確保等

現状と課題

- ・ 全国において、刑務所に入所した再犯者の中で約 7 割が無職であり、就労の有無は再犯率に大きく影響を与えています。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は、近年低下傾向にありますが、地域の中で安定した生活を送るためには、住居の確保も重要といえます。
- ・ 大田区内の協力雇用主の登録数は令和 2 年から令和 6 年にかけて約 50 社で推移しており、令和 6 年は 54 社となっています。しかし、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。今後も制度の PR 促進を進めるとともに、区内関係機関・団体との情報交換を活発にし、理解を高めていく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ）

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。専門支援員が一人ひとりに寄り添ったサポートを行います。

- ・ 自立相談支援 個人、家庭、生活で困っていることの要因を整理し、自立に向けた生活の見直しや個々人にあった支援を行います。
- ・ 就労準備支援 就労や生活習慣で困っている方に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指した支援を行います。
- ・ 住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金に関する手続きの支援を行うとともに、就労支援を行います。

≫ おおた就労支援コーナー

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

生活保護受給者等で稼働能力を有し、就労意欲がある方に対して、蒲田生活福祉課窓口到大森公共職業安定所（ハローワーク大森）の就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談、職業紹介及び求人情報の提供等の支援を実施します。

≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用

【総務課】

大田区保護司会との間で締結した「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定書」に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用します。



≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進

【建築調整課（住宅政策担当）】

住宅探しの支援が必要な住宅確保要配慮者への支援に関して協議を行い、課題解決に向けた取組を行っている大田区居住支援協議会において、保護観察者等の住宅確保の必要性を周知し、理解と協力を促します。

≫ 協力不動産店リストの提供

【建築調整課（住宅政策担当内 住宅・空家相談窓口）】

区内に1年以上居住する住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・ひとり親・外国籍住民・生活保護受給者・低額所得者世帯の方）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように情報提供を行います。

(2) “犯罪をした者等” を雇用する企業を開拓・確保します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度

【経理管財課】

区の建設工事総合評価落札方式で実施している協力雇用主への加点措置制度を見直し、再犯防止推進計画を進める区政への貢献として位置付け直す幅広いものとすることによって、事業者の理解を促進し、協力雇用主制度のPR強化に努めます。

≫ 協力雇用主制度のPR促進

【総務課】

協力雇用主制度について区の広報媒体等で広く周知することによって、協力雇用主の開拓・確保に協力します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

協力雇用主	(9 ページ用語解説参照)
保護観察	(9 ページ用語解説参照)
大田区居住支援協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和元年度に設立されました。 住宅確保要配慮者及び賃貸住宅の貸主の双方が安心して生活できるよう、大田区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、情報共有や支援の在り方等について検討を行っています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

- ・ 大田区の刑法犯検挙者数の年代別罪名では、60歳以上で窃盗犯の割合が多く、特に65歳以上の検挙者数の割合が最も多くなっております。大田区内の再犯者率も窃盗犯が最も大きく、地域の見守りにより、再犯に至る地域生活課題を共有し、包括的な支援につなげる取組が求められています。
- ・ 大田区において薬物事犯の検挙者数は増加傾向にあり、薬物事犯は再犯に至るケースが多く見られ、再犯者率は6割を超える状況となっております。様々な関係機関・団体や民間協力者が関わり、適切な治療と息の長い支援が求められます。また、近年全国的に若年層による大麻取締法違反の検挙者に増加傾向が見られ、薬物乱用防止等に関する啓発活動や教育がより一層重要になっています。

個別目標とその取組

(1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します

区と関係機関・団体が連携・協働し、公的サービスや地域資源を活用しながら、“犯罪をした者等”のうち支援が必要とする方を適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援

【高齢福祉課】

高齢者の総合相談窓口としての各種相談に応じ、地域の関係者と連携を進めます。

≫ 障がいのある方の相談支援

【障がい者総合サポートセンター】

すべての障がいに関する各種相談、専門職による相談等を行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。

≫ 精神保健福祉相談

【各地域健康課】

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症・嗜癖（しへき）について、精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。

≫ 自立支援医療（精神通院医療）

【各地域福祉課】

精神障がいの方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。



≫ 生活保護

【各生活福祉課】

憲法で保障された最低限度の生活の維持のため、収入、能力、資産等に応じ、生活費の支援を行うとともに、その自立を助長することを目的とした法律。居所を所管する各生活福祉課で相談を受けます。

≫ 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

ひきこもり状態にある本人や家族が抱える悩みを一緒に考え、サポートする無料の相談窓口です。

(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う薬物乱用防止に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 防犯啓発活動事業（薬物乱用防止啓発）

【防災危機管理課】

青少年の薬物使用及び非行防止を目的に、関係団体と連携して、薬物乱用防止イベント等において配布する啓発物品の支給を行います。また、区広報誌（おおた区報）を活用して、広く区民に向けた、薬物依存乱用防止の啓発を行います。

≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援

【生活衛生課】

大田区薬物乱用防止推進協議会が行っている薬物乱用防止啓発活動について、イベントチラシの作成や会議案内の通知の支援を行います。

≫ 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

【指導課】

区立小中学校の児童・生徒に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるため、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が講師となり薬物乱用防止教室を開催します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

更生保護

（10 ページ用語解説参照）

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした少年の更生に協力するボランティア団体です。

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

現状と課題

- ・ 全国的に少年の刑法犯の検挙者数は減少傾向で、再非行少年の数も平成 15 年をピークに減少し続けています。しかし、インターネットやスマートフォンの利用が低年齢化する中、こどもが SNS 等を利用して、ネット上で誹謗・中傷の被害者または加害者になりえる可能性が高まっています。詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反、大麻取締法違反等は年々増加しており、児童・生徒等がこうした犯罪に関わらない取組が必要となっています。
- ・ 令和 6 年度の高等学校等（国公私立の全日制・定時制）への進学率は通信制を含めて 98.6% にのぼっています。ほとんどの者が進学する状況において、非行や不登校により通学や進学を中断した少年等に対しては、特に区と学校、地域が連携して、一人ひとりに寄り添った修学を支援していくことが重要です。

個別目標とその取組

(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実

【地域力推進課（青少年健全育成担当）】

こども家庭庁が定める 11 月の「秋のこどもまんなか月間」を強化月間とし、区HPで環境浄化推進活動の啓発を行います。

≫ 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員

【指導課】

各地区の拠点校に学校危機対応支援専門員を配置し、児童・生徒の問題行動に対して、指導経験豊かな人材が巡回し、各学校を支援します。

また、生活指導上の課題を解決し、正常な学校運営を確保するために、生活指導支援員・生活指導補助員を配置し、学校及び教師を支援するとともに、問題行動等のある児童・生徒に寄り添った対応を行うことで、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、校内体制の確立をサポートします。

≫ 防犯教育

【指導課】

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室をそれぞれ年 1 回以上、特別活動などの時間に実施します。セーフティ教室においては、保護者や地域住民などによる協議会を開催し、児童・生徒の防犯意識を高めるための対策を協議します。また、不審者対応の避難訓練を年 1 回以上実施します。



(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 情報モラル教育

【指導課】

児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、犯罪被害及び犯罪加害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう指導します。

(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ スクールカウンセラーによる支援

【教育センター】

区立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。児童・生徒の学校不適應の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

≫ スクールソーシャルワーカーによる支援

【教育センター】

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関と連携して問題の解決を支援します。

≫ 学びの多様化学校

【指導課】

学ぶ意欲はあるものの、大人数の教室が苦手など、在籍校への復帰が困難となっている不登校児童・生徒の新たな学びと成長の場を提供します。

≫ つばさ教室での支援

【教育センター】

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

≫ 子どもの学習支援事業（中学生の放課後学習支援）

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

就学援助、児童扶養手当、生活保護のいずれかを受給している世帯の中学生を対象として、無料の学習教室を実施し、一人ひとりに寄り添った学習支援、居場所づくり、入試対策、保護者の相談サポートを行います。

≫ 子どもの学習支援事業（高校生世代の「学びなおし」支援）

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

児童扶養手当または生活保護を受給している世帯の中学を卒業した15歳からおおむね20歳の方を対象として、高校再入学や高校卒業資格取得のため、無料の学習支援や進路相談を実施します。

≫ 夜間学級

【学務課、指導課】

義務教育を修了していない学齢経過者、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国または日本で十分な教育を受けられなかった外国籍の人などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

社会を明るくする運動（10ページ用語解説参照）





4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

現状と課題

- ・ 区内の保護観察の推移では、少年事案の数は長く減少傾向にある一方、成人事案の数はそれほど減少せず一定数を保っています。薬物依存等長期にわたる専門的な支援が必要となるケースが顕現しつつあり、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かしながら連携した支援を提供する必要性が高まっています。
- ・ 大田区における“社会を明るくする運動”の参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降は、集合・接触型の活動が制限される状況となりましたが、保護司をはじめとする地域の関係団体や学校等の連携も相まって、徐々に盛り上がりを見せ、令和6年度は約1万7千人が参加しました。
- ・ その一方、この運動の必然性が地域の中で問われているという声もあります。更に本運動の理解を促し推進していくよう、広報・啓発を工夫していく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 区内更生保護団体の活動を支援します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 保護司の活動拠点等の提供

【総務課】

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを無償で提供するほか、本庁舎及び区内18か所の特別出張所に面談場所を確保し、保護司の活動を支援します。また、活動に必要な消耗品等を提供します。

≫ 区内更生保護団体への活動経費支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う更生保護活動、犯罪の予防、青少年の健全育成等（薬物乱用防止を含む（再掲））に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 保護司の人材確保

【総務課】

保護司会の活動が一層促進されるよう、保護司の適任者確保に協力します。

(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 社会を明るくする運動

【総務課、各特別出張所】

大田区保護司会をはじめ区内関係機関・団体（35 団体）と連携・協力し、区内全域で“社会を明るくする運動”を推進します。

7月の強調月間を中心として、運動の啓発・広報及び各地域において様々な活動・行事を企画・実施します。

≫ 民間協力者に対する表彰（大田区区政功労者表彰）

【総務課】

長年にわたり地域の見守りや安全・安心に貢献した保護司、民生委員児童委員等の民間ボランティアを顕彰し、その功績や活動の意義について広く区民に周知します。

≫ 更生保護活動に関する広報の強化

【総務課、人権・男女平等推進課】

保護司の活動や“社会を明るくする運動”について、区報や区ホームページ、SNS等を活用し、更生保護活動に対する区民の認知度を高めていきます。

≫ 刑務所作業製品の普及促進

【総務課】

刑務作業を通じた受刑者の改善更生と円滑な社会復帰への理解を深めるため、大田区保護司会と連携し、刑務所作業製品の販売に協力します。

≫ 警察と連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

警察と連携・協力し、犯罪被害者支援等の人権啓発パネル展等において、再犯防止、地域社会の理解促進について広く周知します。

≫ ハローワークと連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

ハローワークと連携・協力し、就職差別解消促進月間等において、刑を終えて出所した人への就職差別や職場の理解促進について広く周知します。



用語解説 ▶ ▶ ▶

保護観察	(9 ページ用語解説参照)
更生保護	(10 ページ用語解説参照)
保護司	(10 ページ用語解説参照)
更生保護サポートセンター	保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行うため設置された拠点のことです。保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しています。そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。 大田区では、全国に先駆け平成 18 年に開設しました。
社会を明るくする運動	(10 ページ用語解説参照)
刑務所作業製品	刑務所で製作した製品のことで、全国の刑務所等の刑事施設では、受刑者が改善更生し、円滑に社会復帰をするための重要な処遇方策の一つとして、木工、印刷、洋裁、金属、革工などの刑務作業が行われています。 刑務所作業製品は、矯正協会刑務作業協力事業の英訳 (Correctional Association Prison Industry Cooperation) の頭文字をとった「CAPIC」として、受刑者の社会復帰に対する理解を広めるためのブランドイメージづくりが図られています。なお、売上げの一部は犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。

5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

現状と課題

- ・ 区では、青少年や子ども、保護者等が相談でき、交流を図れる居場所づくりを推進しています。また、地域における見守りなどにより、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現に欠かせないものとなっています。
- ・ 区内の刑法犯認知件数は近年減少傾向にありましたが、令和4年からは増加に転じており、令和6年は4,370件で前年より519件増加しています。手口が巧妙化する特殊詐欺被害件数・被害額が増加するなど、区民の安全安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない厳しい状況にあります。
- ・ 町会等による街頭防犯カメラの設置促進や自動通話録音機無料貸与、防犯パトロール活動などの実施により、警察をはじめとした関係機関や地域の皆様と連携し、区民の皆様を犯罪から守る対策を講じ防犯対策の強化が必要です。
- ・ 第一次区計画において実施した当区の実施に加え、保護司など地域の更生保護団体等との更なる連携により、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて各種対策を今後も継続して実施していくことが求められています。

個別目標とその取組

(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 民生委員児童委員

【福祉管理課】

地域福祉向上のため、高齢者や障がい者福祉、子育てに関することなど、住民の立場から相談に応じ、関係する行政機関につなげるなど援助活動を行っています。

≫ 青少年対策地区委員会

【地域力推進課（青少年健全育成担当）】

地域の青少年の健全な育成を目的として、育成活動や環境浄化活動など様々な活動を行っています。

≫ 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」

【子ども家庭支援センター】

区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳の子ども・若者及びその家族を対象とした総合相談窓口。相談業務において本人の状況に応じ、各種情報提供・助言を行い、関係機関と連携し適切な支援につなぎます。気軽に立ち寄れるフリースペースを併設し、相談者のニーズに応じ様々な居場所プログラムを実施し、段階的な社会的自立をサポートします。



≫ こども食堂

【子育て支援課】

地域でこどもや保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取組みです。地域の方がボランティアで運営し、こどもが安心して過ごせる居場所でもあり、世代交流、地域コミュニティの場となっています。こども食堂の継続・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

≫ 放課後こども教室

【教育総務課】

小学校に通う児童の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進のため、小学校内の施設を利用。クラスや学年の枠を超えた交流により、様々な体験や活動を通して健やかな成長を支援します。

(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

[活用する関連事業（具体的な取組）]

≫ 防犯カメラの設置及び維持管理費助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、自治会・町会、商店街等の地域団体が防犯カメラを設置する際の費用及び、運用に係る維持管理費用を一部助成します。

≫ 自動通話録音機無料貸与

【防災危機管理課】

区内の特殊詐欺被害の状況を鑑み、区内在住の概ね 65 歳以上の方を対象に、特殊詐欺対策に有効な自動通話録音機を無料で貸与します。

≫ 地域安全安心パトロール活動助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、「防犯パトロール活動」を実施している自治会、町会、PTA等の団体に対して経費の一部を助成します。

≫ 区民安全・安心メール配信サービス

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、登録者に対し、防災情報や防犯情報（不審者情報やこどもの安全確保上の注意等）を配信します。

≫ 青色回転灯パトロールカーによるパトロール

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、年末年始を除く毎日、区内全域で青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施します。

≫ 登下校の見守り活動

【教育総務課、指導課】

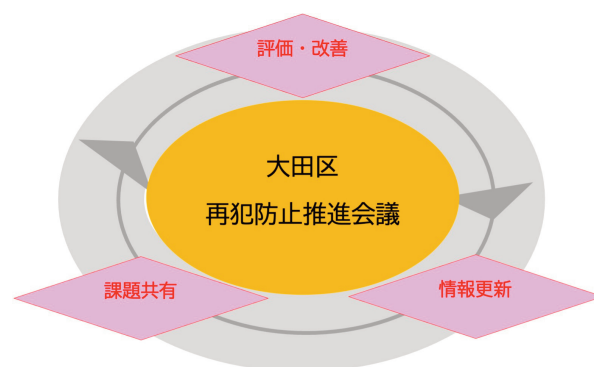
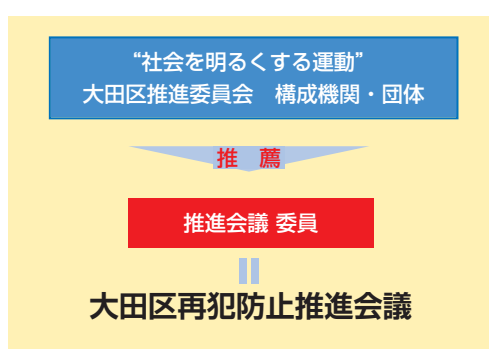
登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、多様な活動を地域の協力により実施します。



第4章 計画の推進体制



この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味を持つものです。計画の実行にあたっては、“犯罪を犯した者等”が地域の中で生活をやり直せるよう区と国・都などの関係機関及び地域の民間団体が緊密に連携を取りながら、再犯防止等に関する施策を総合的に推進していく体制が欠かせません。区では再犯防止推進の重要な課題である就労、住居、保健医療、福祉等の施策に関する庁内連携体制を一層強化するとともに、「第二次大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行います。



“社会を明るくする運動” 大田区推進委員会 構成機関・団体 (35 機関・団体)

- 大田区
- 大田区教育委員会
- 区内各警察署
- 大田区保護司会
- 大田区桐友会
- 大田区自治会連合会
- 大森医師会
- 蒲田医師会
- 田園調布医師会
- 大森歯科医師会
- 蒲田歯科医師会
- 大田区薬剤師会
- 蒲田薬剤師会
- 大田区青少年対策地区委員会
- 大田区更生保護女性会
- 大田区保護観察協会
- 大田区防犯協会
- 大田区BBS会
- 大田区立小学校PTA連絡協議会
- 大田区立中学校PTA連絡協議会
- 大田区母の会連合会
- 大田区民生委員児童委員協議会
- 大田区婦人団体連合会
- 大田区立小学校長会
- 大田区立中学校長会
- 大田区社会福祉協議会
- 大田区退職校長会
- 大田区私立幼稚園連合会
- 大田区商店街連合会
- 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会
- 大田地区人権擁護委員会
- 大森少年センター
- おおた社会福祉士会
- おおたTSネット
- 自立支援センターみんなの家 (順不同)

■ 庁内連携体制

※令和7年度大田区組織による

総務部	総務課長	人権・男女平等推進課長	経理管財課長	防災危機管理課長
	生活安全担当課長			
地域未来創造部	青少年・生涯学習担当課長			
福祉部	福祉支援調整担当課長	高齢福祉課長	障害福祉課長	自立支援促進担当課長
	障がい者総合サポートセンター所長			
健康政策部	生活衛生課長			
こども未来部	子育て支援課長	子ども家庭支援センター所長		
まちづくり推進部	住宅政策担当課長			
教育総務部	副参事(教育地域力担当)	学務課長	指導課長	教育センター所長

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期推進計画へ更新していきます。

第二次 大田区再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

令和8年(2026年)3月発行

大田区 総務部 総務課 総務担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1142 (直通)

「第二次大田区再犯防止推進計画」

大田区総務部総務課

